佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出に関する規則

（平成19年２月20日議会規則第12号）

（趣旨）

第１条　この規則は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010012号。以下「規約」という。）第８条第２項第２号で広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）を選出する市及び町を定めるために必要な事項を定めるものとする。

（基準日）

第２条　規約第８条第２項第２号で規定する人口の基準日は、平成18年３月31日とする。

（議員を選出する市町）

第３条　規約第８条第２項第２号により広域連合議員を選出する市町は、次のとおりとする。

⑴　佐賀市

⑵　白石町

附　則

この規則は、平成19年２月20日から施行する。